

諮問番号：令和2年諮問第1号

答申番号：令和2年答申第2号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に関して、分割返還や返還額の減額が認められるべきである等と審査請求人が主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過等

審査請求に至る経過等については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、平成20年6月1日付けで審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 平成30年7月2日、審査請求人は、処分庁に対し、○企業年金基金（以下「本件年金基金」という。）から、独自給付（平成28年10月から平成30年5月までの分）及び老齢給付金（平成28年10月から平成30年1月までの分）並びに本件年金基金の前身である○厚生年金基金に係る遡及年金（平成26年6月から平成28年9月までの分）（以下「本件年金給付等」という。）として合計○円を受領した旨申し立てた。
- 3 平成30年8月16日、審査請求人は、処分庁に対し、今後の生活への不安を理由として30年間の分割返還を希望する旨申し立てた。
- 4 平成30年10月30日、処分庁は、本件年金給付等相当額である○円を費用返還の対象とする本件処分を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- 5 審査請求人は、平成30年11月15日、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、自身にはてんかん、うつ病等の持病があり、障害年金や老齢厚生年金では生活することができないことから、本件年金給付等は、保護が打ち切られた際の諸費用に充てるため、手元に置いておきたいので、分割返還や返還額の減額が認められるべきである等と主張して、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、法第63条の規定、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1の(2)の遡及して受給した年金収入に係る自立更生費用についての規定及び「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の5の答において示されている自立更生に要する費用の控除（以下「自立更生控除」という。）に係る考え方にに基づき、審査請求人が受給した本件年金給付等につき返還額の決定を行っており、審査請求人から、返還額の分割又は減免の申立てを受けたものの、具体的な用途等が示されなかったため、自立更生控除を認めないこととしたものであり、本件処分は適法かつ適正なものであるとして、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

- 1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。
- 2 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき（中略）は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定し、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。
- 3 法第63条の規定による費用返還については、同条が、「本来、資力はあるがこれを直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品の調整を図ろうとするもの」（問答集問13の5の答(1)）であることから、課長通知1の(1)において、「原則、全額を返還対象とすること。」とされている。
- 4 遡及して受給した年金収入に係る自立更生控除の取扱いについては、課長通知1の(2)において、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して厳格に対応することが求められる旨示されている。また、課長通知1の(2)の(イ)において、「原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」とされている。さらに、課長通知1の(2)の(ウ)及び問答集問13の6の答(1)は、資力の発生時点は、年金受給権発生日であるとしている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 審査請求人は、本件年金基金から、保護受給中に、本件年金給付等として合計〇円（所得税控除後）を受領している。本件年金給付等は、審査請求人の年金受給権に基づくものであり、その資力の発生時点は、審査請求人が年金受給資格を得た、平成26年5月22日であることから、審査請求人は、保護受給中に資力がありながら保護を受けたものと認められる。したがって、審査請求人は、資力の限度である〇円の範囲内で法第63条の規定による費用返還義務を負う。

イ 審査請求人は、本件年金給付等の全額返還決定に対して不服である旨主張する。たしかに、審査請求人は、処分庁に対し、本件処分以前に、今後自分が保護打切りとなった場合に備えて、本件年金給付等は手元に置いておきたい旨事前に申し立てており、また、本件処分後に、生活費の「試算表」を提出しているのであるから、処分庁としては、具体的な生活用品等の購入の必要等について審査請求人に対してただすべきであったといえ、その点において保護の実施機関としてより詳細な説明が望まれたということ是可以する。

ウ しかし、審査請求人は、処分庁に対し、返還額の分割又は減免の申立ては行っているものの、自立更生控除に係る理由については、将来への漠然とした不安を理由とするのみで、必要とする具体的物品等の相談をしていない。このような場合、処分庁において、審査請求人の将来の不安に対処し得る具体的な物品を検討することは現実的にみて非合理であり、処分庁が、審査請求人から具体的な用途等が示されなかったため、真にやむを得ない理由により控除すべき費用があるものとは認められないとして、本件年金給付等相当額全額を返還対象とした本件処分に不合理な点があるとはいえない。

エ 審査請求人は、全額返還ではなく分割返還が認められるべきである旨主張しているが、分割返還の可否に係る決定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第8項の規定による〇市の自治事務であり、審査庁の権限に属さない事項であるから、審査庁が判断することはできないものである。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会 第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 1月6日	審査庁が審査会に諮問
〃 1月24日	第1回調査審議（第2部会）
〃 2月5日	審査請求人から審査会に主張書面等の提出
〃 2月17日	第2回調査審議（第2部会）
〃 3月23日	第3回調査審議（第2部会）
〃 3月24日	答申

第8 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、本件年金基金から、本件年金給付等として合計〇円を受領しているところ、その資力の発生時点は、審査請求人が年金受給資格を得た平成26年5月22日であることから、審査請求人は、保護受給中に資力がありながら保護を受けたものと認められる。したがって、審査請求人は、資力の限度である〇円の範囲内で法第63条の規定による費用返還義務を負う。

2 審査請求人は、本件年金給付等相当額の全額を返還の対象とすることに対して不服である旨を主張しているところ、審査請求人は、処分庁に対し、今後保護打切りになった場合に備えて本件年金給付等を使わずに手元に置いておきたいという理由で分割返還又は返還額の減額の申立てを行っており、具体的な物品やサービス等の購入に使うことを希望するといった内容の相談ではなかった。

このように、審査請求人から具体的な用途が示されず、むしろ金銭を使わずに置いておきたいと希望があったときに、処分庁が、仮に自立更生費用の具体的な支出の必要性の有無についてさらには説明や質問をしなかったとしても、真にやむを得ない理由により控除すべき費用があるものとは認められないとして自立更生控除を行うことなく本件年金給付等相当額の全額を返還対象とした本件処分に、特段不合理な点は認められない。

3 また、審査請求人は、分割返還が認められるべきである旨主張しているが、行政不服審査法第3条において審査請求の対象として定められている不作為とは、法令に基づく申請に対して何らの処分もしないことをいうものであって、処分庁が、法令に基づく申請によらず、裁量的行為としての債務の履行期限の延長（分割返還を認めるという決定）をしなかったことは、それ自体としては審査請求の対象とならない。

なお、分割返還については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6第1項において、普通地方公共団体の長は、「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」等は、債権の履行期限を延長する特約又は処分をすることができるとされ、自立更生控除の取扱いについては、課長通知1の(2)の(イ)において、「世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用」について、控除の

必要性を慎重に検討することとされている。

本件では、審査請求人は、分割返還や返還額の減額を求める理由となるべき自立更生控除等の根拠事由を処分庁に示すことなく、将来の生活費の不足や不安に備えて貯蓄をしておきたいとの希望を述べていたものであり、これは分割返還の理由にも、返還額の減額の理由にも該当するものとはいえない。

4 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳